

長 第 4 0 4 号  
令和 3 年 7 月 28 日

各介護保険施設の施設長  
各指定居宅サービス事業所の管理者 } 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

介護保険施設における事故報告についての一部改正について

介護施設等における事故の報告に係る本県の取扱いについては、平成 19 年 1 月 24 日付け長第 711 号「介護保険施設における事故報告について」によりお知らせしているところですが、今般、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 7 月 28 日より適用することとしましたので通知します。

記

【改正内容】

- 1 報告様式の改正
- 2 厚生労働省通知に基づく報告期限等の追加

担当：介護福祉担当 伊藤  
TEL：019-629-5441 (5433)